



～とともに～ 皆心一つに



学校安全ネット通信No.8 目次



頁2 学校安全ネットワークアピール

頁3・4 特集一通常国会で空襲被害者援護法を!!

全国空襲被害者連絡協議会

黒岩哲彦(運営委員長)

頁5 コラム

オンライン授業で考えたこと

高石 啓人

(山梨県立大学 講師)

頁6 学校安全ネットがお薦めするこの一冊

和久田 学著「学校が変える いじめの科学」

原口暁美(弁護士)

お知らせ！

NPO法人学校安全ネットワークでは、「教育行政に係る法務省相談体制構築に向けた手続き(文科省令和2年12月)を学ぶ」としてZoomによる検討会を行っています。

中立性の
なかが生徒
えていこ
方に

次回は
ご意見・お考えがあり
ます

担保についての疑問が感じられます。学校支援体制の強化
支援の目線なのか曖昧であると感じ、運用上の課題を考
うと思いました。検討会は、運営委員と会員、弁護士の
によるZoom会議です。

3月17日(水)16:30~18:00を予定しております。

ましたら、uta@yoko-no-heya.jp宛に 3月15日(月)までに、お寄
せい

ただければと思います。

検討会の参考にいたしたいと考えております。(ご協力を！)

* 運営委員会を16:30から開きます。学習会は17:00から予定しております。



学校安全全国ネットワークアピール

2020年12月23日

国・地方公共団体

都道府県立・市町村立・私立学校設置者・学校長 御中

学校に通うすべての子どもおよび同世代の不登校の
子どもたち（18万人）に対して、PCR検査を含む
「臨時の健康診断」の実施を

NPO法人学校安全全国ネット

ワーク

代表 喜多 明人

私たちは、「学校全国安全ネット」と称し、主として学校の児童生徒の安全や事故防止に取り組むNPO法人です。私たちは、国、地方公共団体・学校設置者には、今回のコロナ禍のなかでこそPCR検査を含む健康診断、学校保健安全法により義務付けられた「臨時の健康診断」を実施すべきと考えます。

<誰でもいつでも何度でも>を目標として、国・地方公共団体では、ようやく無料のPCR検査を準備しつつあります。

65歳以上または基礎疾患のある方々が優先的にPCR検査を受けられるようにしていくことは、国・自治体の方針として伝えられています。しかし、高齢者のみを対象とした感染予防対策には限界があります。高齢者の方々が生活を送っている家庭において、日常的な子どもたちや孫との人間的な接触（スキンシップ等）から生じる感染リスクがあり、さらに学校内での感染リスクの問題には、現在の政府の体制では配慮が不十分と考えます。

このような、子ども自身が感染し重症化するリスクを負うことを視野に入れて、日常的にすべての子どもたちの感染予防をはかる必要があると考えます。

すでに、厚労省は、2020年6月8日に「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校等における感染症発生状況の把握について」都道府県、保健所設置市、特別区に事務連絡で協力依頼をしました。

学校保健安全法には、「毎学期定期の健康診断」（同法13条1項）のほか、「学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。」（同法13条2項）と定められ、この13条2項を受けて、同法施行規則10条では、臨時の健康診断は、「次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。一 感染症又は食中毒の発生したとき 二 以下略」とあります。

今回、新型コロナウイルスによる感染症の恐れが全国化し、長期化することが予想される事態において、学校設置者の判断により、所管内の学校すべての子どもたち及び不登校の子どもたちにPCR検査を含む臨時の健康診断を実施すべきであると考えます。

以上

2020年12月23日、文科省と47都道府県の教育委員会に発送しました。

特集

通常国会で空襲被害者救済法の成立を!!

国空襲被害者連絡協議会
運営委員長 黒岩哲彦

1 15歳の半藤一利少年がくぐり抜けた東京大空襲

「歴史探偵」を名乗り、昭和史などをテーマに数多くのノンフィクション作品を手がけた作家の半藤一利さんが1月に90歳で亡くなりました。半藤さんは15歳で3月10日の東京大空襲をくぐり抜けました。半藤さんの東京大空襲の経験は『15歳の東京大空襲』(ちくまプリマー新書、2010年2月10日発行)や文春ムック『永久保存版 半藤一利の昭和史』(2021年3月10日発行)の「半藤少年がくぐり抜けた戦争と空襲」などで語られています。半藤さんは「まるで炭俵のように、母子の体が燃えていくさまを私はただ黙って見つめていた。」と語られています。

東京大空襲はヒロシマ・ナガサキに匹敵する労働者と住民の虐殺です。東京大空襲を指揮したルメイ将軍は、1945年3月10日の空襲を境に、一般市民を対象にする都市総撃爆撃・夜間爆撃・使用爆弾は焼夷弾(ナパーム弾)一本・低高度爆撃に変えました。その最初の目標として日本国内で最も人口密度が高い東京下町が選ばれたのです。米軍の空襲は第1に米軍のB29による東京大空襲以後の東京空襲は、無防守都市への無差別爆撃でした。広島・長崎への原爆投下に象徴される無差別爆撃は、国際法に違反する反人道的なものです。第2に日本本土(内地)も戦場化しました。被災都市は大阪市、名古屋市、神戸市、横浜市など74都市に及びました。生存基盤の喪失し、多くの戦争孤児が生まれました。

2 空襲被害者は75年間救済から放置された —「戦争被害受忍論」

国は「戦争被害は等しく受忍せよ」との戦争被害受忍論に基づき、空襲被害など民間被害者の救済を拒んできました。国家の非常事態である戦争では、皆被害を受けのだから、生命・身体・財産に何らかの被害を受けてもそれは受忍(我慢)をしなければならないとの「理屈」です。最高裁判所1987年6月26日の名古屋空襲訴訟の判決で「戦争犠牲、戦争損害は、国の存亡にかかる非常事態のもとでは、国民のひとしく受忍しなければならなかつたところであつて、これに対する補償は憲法の全く予想しないところ」という判断を示しました。

3 全国空襲被害者連絡協議会の結成と運動

太平洋戦争の終盤で傷害を負ったり肉親を奪われたりした空襲被害者は、2010年8月14日に初めての全国組織『全国空襲被害者連絡協議会』を結成しました。旧軍人軍属が恩給や年金が支給されているのに民間戦争被害者が何らの救済を受けていないことについて公平性を求めていました。そして、この会は日中戦争中に日本軍が行った重慶爆撃などによる中国人被害者と連携をしています。公平性を求める運動をしている民間戦争被害者は、被害・加害の双方を見据えています。

『全国空襲被害者連絡協議会』を結成の前には、民間空襲被害者は、2007年3月9日に第一次原告112名、翌2008年3月10日に第二次訴訟原告20名が東京地裁に国に対して謝罪と賠償を求めて提訴しました。原告の裁判の目的は①東京空襲が国際法違反の無差別じゅうたん爆撃であったことを裁判所に認めさせ、戦争を開始した政府の責任を追及する。②日本国憲法にもとづき、国に対し、民間人犠牲者への差別をあらためさせ法の下での平等を実現するとともに、犠牲者への追悼、謝罪及び賠償を行なわせることです。





【東京高等裁判所2012年4月25日判決】

高裁判決は「原告本人尋問（原審・当審）における供述並びに原告らの陳述書によれば、空襲及びそれに伴う熱風烈火の中を必死に逃げまどい、自ら傷付き、あるいは親、兄弟等の近親者を失った者、疎開や出征のため自ら空襲に遭うことになかったが、親兄弟等を失い、孤児等として苦労を重ねた者、その後も後遺障害や自分が生き残ったことについて自責感に悩んでいる者など、その態様は様々であるが、原告らが東京大空襲によってそれ多大の苦痛を受けたことが認められる。したがって、原告らが、戦後の立法により各種の援護措置を受けていたる旧軍人軍属等との不公平感を感じ、原告らのような一般戦争被害者に対しても、救済や援護を与えるのが国を責務であるとする原告の主張には、心情的には理解できるものがある。」としました。

・国会が解決すべき問題

判決は「国民自身が、自らの意思に基づいて結論を出すべき問題、すなわち国会が、様々な政治的配慮に基づき、立法を通じて解決をすべき問題」としました。この判断が、国会での立法運動の土台になりました。

4 立法運動の大きな前進

司法が救済を拒否する中で、全国空襲被害者連絡協議会を結成し、国会での立法運動に取り組んでいます。自公政権への交代後に2015年8月6日に第2次超党派空襲議連（初代会長は鳩山邦夫衆議院議員、鳩山会長の逝去後は河村建夫会長）が結成されました。

昨年の2020年10月27日に超党派議連総会が開催され、「特定戦災障害者等に対する特別給付金の支給等に関する法律案（仮称）」が確認されました。法律案は①前文冒頭に「戦後七十五年を迎えるに当たり」と明記、②厚労省に認定審査会を設置し、委員に医療、空襲等に係る歴史、障害者福祉の専門家を任命する、③国と地方公共団体に支給手続き等について周知義務を課したことなど内容も前進しており評価ができます。立憲民主党、日本共産党、国民民主党、日本維新の会、れいわ新選組、社会民主党の賛成を得ることができます。今は、与党と政府の賛成を得る活動に取り組んでいます。与党と政府を説得する課題の一つは、2005年与党政府合意の問題です。「戦後処理

問題に関する措置はすべて確定、あるいは終了したものとする」としているので新たな補償はできないのではないかという議論が与党と政府の中にあります。北村誠吾副会長（前地方創生大臣）は12月8日院内集会で、戦争被害に関する立法措置を講ずるかどうかについては国権の最高機関たる国会に委ねられているものというべきであると明確に批判されました。自民党の閣僚経験者に面談をしたところ、「切りがないのではないか」との本音を言われました。しかし、わが国の政治は民間戦争被害者について順次補償を拡大し、未帰還者・留守家族、引揚者、原爆被爆者、戦闘参加者、国民義勇隊員、満州関連、防空関連、従軍看護婦、戦後強制抑留者、恩給欠格者、緑十字船阿波丸犠牲者、学童疎開船対馬丸犠牲者の補償をしてきました。

5 真の保守政治家と固い団結

与党と政府・官僚を説得するためにどうしたら良いかを考えています。保守主義論や官僚論を学んでいます。政治思想史が専門の東京大学社会科学研究所教授宇野重規東大教授は『保守主義とは何か』（中公新書）で、「守るべきものは守る。しかし、変えるべきものは変えていく。これまで構築してきたものを活かしつつ、時代に合わせて改良していくべきではないか。過去に対する深い洞察と現実主義」が眞の保守主義だと言われます。この意味で超党派議連に参加する与野党の議員は「これまで構築してきたものを活かしつつ、時代に合わせて改良していく時代に合わせて改良していく」という眞の保守主義だと思います。

6 マックス・ヴェーバー『職業としての政治』に学ぶ

2020年はドイツの著名な社会学者マックス・ヴェーバーの没後100年でした。マックス・ヴェーバーは『職業としての政治』で政治的人間の必須要素として、情熱、判断力=目測能力、責任感の3つを挙げています。責任感を2種類に分け、一つは信条倫理で正しい意図と動機に裏付けられるよう行動する、いま一つは責任倫理で、予見しうる結果、その結果への責任を痛切に感じるよう行動をうながす。ヴェーバーが期待する政治的人間とは、2つの倫理の矛盾に引き裂かれながら、情熱と判断力=目測能力を駆使し、将来に対する責任感によって、「現実」の正確な同義語である「不可能」に対して、「堅い板に力をこめてじわっじわっと穴をくりぬいていく作業」に従事する人に他ならない、と述べています。空襲被害者救済法の成立を与野党の全政党の賛同で実現をめざすことにピッタリだと思います。

国内政治のリアルな現状にはいささかも幻想をもたないで、世論の支持をひろげる取り組みに全力をあげます。



コラム

高石啓人

(山梨県立大学 講師)

オンライン授業で考えたこと

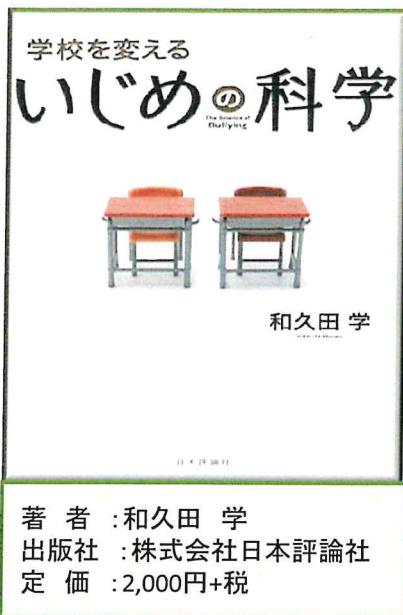
すっかりご無沙汰しております、会員の高石です。この度はコラム執筆の機会をいただき、ありがとうございます。近況報告も兼ねて自己紹介させていただければと思います。私は、大学院に通いながらスクールソーシャルワーカーとして勤務しておりました。その後、博士課程に進学し、喜多先生のもとで学びました。現在は山梨県立大学に勤務しております。

最近よく考えるのは、やはりコロナのことです。コロナの影響により、私の知る限りですが、多くの大学がオンライン授業に移行しています。その結果、多くの課題が見えてきています。ひとつには、様々な格差がより顕著になったことです。例えば、学習環境の格差です。オンライン授業には、当然パソコンやインターネット環境が必要になります。大学1年生では、こうしたものが十分にそろっていない学生もいます。また、学生によってはパソコンに不慣れな学生もいるでしょう。こうした状況から、学習が困難になる例も見聞きします。そして経済的理由から、こうした環境が整わない学生もいます。

その一方で、オンライン授業に対するポジティブな意見も聞きます。オンデマンド授業や授業が録画されている場合、自分のペースで勉強できることや周りを気にせず、授業に集中できる、などです。他には、通学時間が別のことにしてられるなどがあります。

2020年度はコロナが流行し、様々な変化を強いられました。2021年度がどうなるかはよく分かりませんが、何とか元気になっていきたいと思います。皆様もどうぞお元気でお過ごしください。

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.6



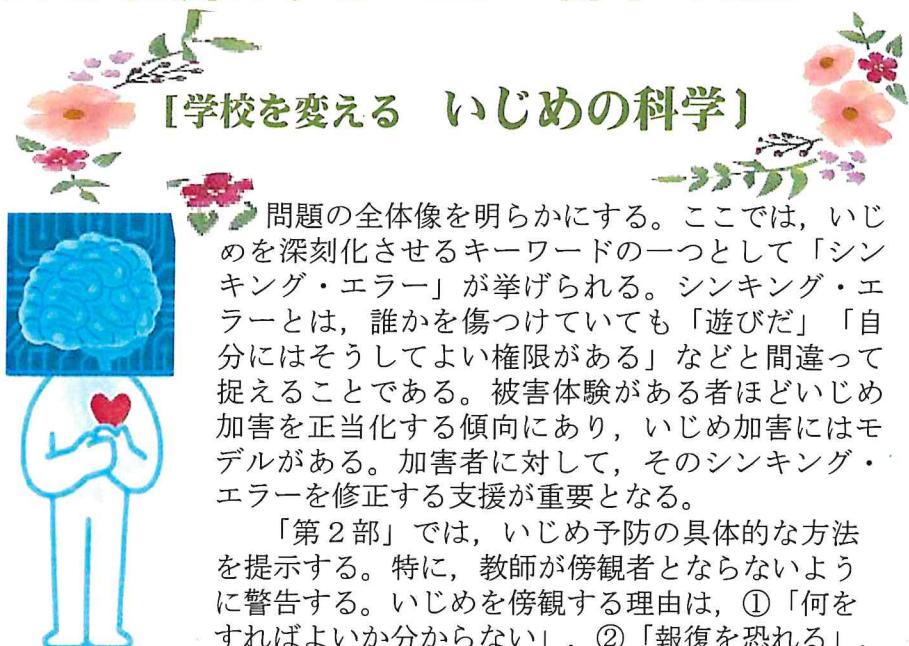
著者 : 和久田 学
出版社 : 株式会社日本評論社
定価 : 2,000円+税

小中学校に「いじめ予防授業」に出かけたり、いじめ案件で保護者の代理人として学校と交渉したり、いじめ重大事態の第三者委員会の委員になったりと、弁護士として「いじめ問題」にかかわることは多い。

中でも「いじめ予防授業」はいつも緊張する。特に私は弁護士になる前に29年間の教職経験があるため、現場教師が「いじめ」に対して何ができるかについては切実に考えてしまう。

この本は、いじめに関する研究は世界中で行われており、科学的根拠のあるいじめ対処法が開発され、その効果が検証されているとして、諸外国の研究成果を多く紹介している。この科学的な視点はいじめ問題への取り組みを考える上で参考にすべきである。

本書は3部構成となっている。「第1部」では、いじめについての国内外の研究や行政の動き等を整理して、現代のいじめ



問題の全体像を明らかにする。ここでは、いじめを深刻化させるキーワードの一つとして「シンキング・エラー」が挙げられる。シンキング・エラーとは、誰かを傷つけていても「遊びだ」「自分にはそうしてよい権限がある」などと間違って捉えることである。被害体験がある者ほどいじめ加害を正当化する傾向にあり、いじめ加害にはモデルがある。加害者に対して、そのシンキング・エラーを修正する支援が重要となる。

「第2部」では、いじめ予防の具体的な方法を提示する。特に、教師が傍観者とならないよう警告する。いじめを傍観する理由は、①「何をすればよいか分からない」、②「報復を恐れる」、③「状況をさらに悪くすることを恐れる」であり、これらは教師にも当てはまり得る。それを克服するために、①と③については、いじめに対する正しい知識と対処法の獲得が必要で、単に個人的な経験則に頼らないことが肝心である。②については、学校全体の取り組み、子どもたちへの予防教育、保護者への啓発が必要となる。

「第3部」はいじめが起きてしまった後にどのような介入をすべきかを考察する。その中に、わが子がいじめの加害者になったとき、親は何をすべきかについての考察がある。加害者にはシンキング・エラーがある上、自らいじめをしていることを親に言うはずではなく、親は子どものしているいじめに気付きにくい。親が知つてから後は、「子どもに対していじめを容認しないという一貫した態度をとる」、「二度と同じような行動をさせないために子どもの行動の理由を知る」等が示される。

弁護士 原口 暁美

☆NPO法人学校安全全国ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。

学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対し
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費 ★会員 3,000円 ☆賛助会員 5,000円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します。

振込先 00130-9-346463

加入者名 ヒエイリ)学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク

TEL 03-3511-5070

FAX 03-3511-5784

E-mail uta@yoko-no-heya.jp

HP <http://gakouanzen-network.com>



事務局所在地

〒102-0072

東京都千代田区富士見

2-7-2

ステージビル1706号

南北法律事務所 内